

立命館大学陸上競技同好会規約

第1章 総則

第1条 本規約は立命館大学陸上競技同好会に関する規約である。

第2条 本会は立命館大学陸上競技同好会と称する。(略称 RAC)

第3条 本会の事務所を本会会長の所属する方のキャンパスに置く。

第2章 目的及び活動

第4条 本会は以下のことを以ってその目的とする。

- ① 各人の競技力に関係なく、全会員が陸上競技を楽しむ。
- ② より高いレベルを目指す者に対しては、全会員が最大限の支援を行う。
- ③ 仲間と共に練習し、自己記録の更新、会員間の信頼関係の構築を目指す。
- ④ スポーツに親しみ、生涯スポーツのきっかけをつくる。

第5条 本会は前条の目的達成に必要な活動を行う。

第3章 役員

第6条 本会の役員は第7条に基づき選任された会長、副会長、会計各1名の三役によって構成する。ただし、必要に応じて三役が別途役員を設けることができる。この場合の指名・任免権は三役にある。

第7条 三役は全会員の過半数の出席する総会の選挙において、過半数を得たるものに決定任命される。なお被選挙権は全会員に与えられる。

第8条 役員任期は原則1ヶ年とする。なお役員は会員資格がある限り再任できる。

第9条 役員が本会において、規約違反等不都合なる行為をなした場合、会長はその役員に対して罷免若しくはそれ以下の処分を行うことができる。この場合の後任は、総会の選挙によって改めて選出する。

第10条 役員職務は次の如くとする。

- 一、会長は本会を代表し、一切の事務を総括する。
- 一、副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合、其の職務を代行する。
- 一、会計は本会の会計事務を司る。
- 一、その他三役が任命した役員は、三役の定めた職務を遂行する。

第11条 三役は三役会を、三役及びその他の役員は役員会をそれぞれ組織し、本会の運営

にあたる。

第4章 総会

第12条 定例総会は半年に1回以上開かれなければならない。また、全会員の5分の1以上の請求があった場合及び三役が必要と認める場合は臨時総会を開かなければならない。

臨時総会の議決は定例総会の議決と同等の有効性をもつ。

第13条 総会は全会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状の取り扱いは出席に準ずる。

第14条 総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。

第15条 総会は本会の最高意思決定機関に位置付ける。

第5章 会員

第16条 本会の会員には次の権利と義務が伴う。

一、ミーティング、総会への参加

第17条 会員は原則立命館大学の学生とする。ただし、総会において出席者の過半数の賛成が得られた場合はこの限りではない。

第6章 会計

第18条 本会の会計内容は公明なものでなければならない。

第19条 会計は定例総会において決算報告をすることとする。

第20条 会計は定例総会において予算報告をすることとする。

第21条 年度末決算における余剰金は次年度に繰り越すこととする。

第7章 会費

第22条 会員は会計の定めた期日までに、会計の示した会費及び一切の活動費を会計に納入しなければならない。また会費の返還はいかなる場合にも返金を行わない。

第8章 賞罰

第23条 本会において以下のような不都合なる行為をなした会員に対しては、三役会、役員会、総会のいずれかの決議により除名若しくはそれ以下の処分を行うことができる。

- 一、規約違反
- 一、営利を目的とした行為
- 一、暴力的行為、暴力的発言
- 一、反社会的行為
- 一、本会会員、立命館大学生若しくは所属学校学生として相応しくない行為
- 一、その他、本会若しくはその他の個人、団体等の名誉を傷つける行為

第24条 本会において在会中功績顕著なる卒業生に対しては記念品を贈呈することができる。

第25条 本会に対して多大な貢献をした者を表彰することができる。この場合第24条も同時に適用することができる。

第9章 改正及び追加

第26条 本会の規約の改正及び追加には総会における過半数の賛成を要する。

平成14年10月19日 制定

改正条項

第7条 三役は全会員の過半数の出席する総会の選挙において、過半数を得たるものに決定任命される。なお選挙権及び被選挙権は全会員に与えられる。

第17条 会員は立命館大学の学生及び学外の希望者とする。ただし、学外の入会希望者については、三役会若しくは役員会において入会の可否を審査する。審査結果は総会に報告しなければならない。学外会員には学内会員と同等の権利と義務が生ずる。ただし、学外会員は三役に就くことはできない。

平成14年12月8日 改正__